

女性教員を増加させるためのアクションプラン(第二次)

宇都宮大学は、男女共同参画社会基本法の趣旨に沿って、女性教員を増加させるために、次の目標の達成に向けて積極的に行動する。

大学全体として、第三期中期目標期間中に女性教員比率 20%を目指す。教員採用・選考に当たっての公募要領に「男女共同参画社会基本法の趣旨に沿って、女性の積極的な応募を歓迎する。」旨、また、子育てと仕事の両立支援策を推進していることや、峰団地内に「宇都宮大学まなびの森保育園」が誘致されている旨を明記する。

教員選考に当たっては、男女共同参画社会基本法の趣旨に沿って採用する。

奨励策として、女性教員を採用した部局に対して、学長戦略経費から一定の教育研究費等の追加支給を行う。

女性研究者が働きやすい研究教育環境の整備に努める。

大学運営における意思決定過程への女性の参画を積極的に推進する。

女性教職員の上位職種への昇任を積極的に推進する。

女性研究者のすそ野拡大のための施策に積極的に取り組む。